

PRESS RELEASE

平成 31 年 4 月 24 日
産業振興部 観光商工課

タイトル	平成 31 年度における観光誘客、受入環境整備に係る各種補助金について説明会を実施いたします。				
補助金概要	志摩市では、平成 31 年度においても、宿泊施設や飲食施設などの観光関連事業者様が観光誘客・受入環境整備を実施する上でご活用いただける各種補助金を交付いたします。 については、各種補助金について希望者向けの説明会を実施いたします。				
実施日時	5 月 29 日（水） 志摩市観光協会総会終了後 志摩市観光協会会員以外の方についても参加可能です。 詳細な実施時間については決定次第追って通知いたします。				
実施場所	志摩市商工会館				
補助金概要	別紙資料 9 をご参照ください。				
具体的な補助金活用事例	➤ 志摩市外国人観光客おもてなし推進事業補助金				
	施設	施設種類	交付確定金額（円）	事業内容	事業目的
	施設 A	宿泊施設	約 12 万円	・多言語化整備（HP、チラシ） ・Wi-Fi 整備	・外国人観光客の受け入れに向けた環境整備
	施設 B	体験事業者	約 4 万円	・多言語化整備（多言語パンフ）	・外国人観光客の増加に伴う対応
	➤ 志摩市宿泊施設バリアフリー改修事業補助金				
	施設	収容規模	交付確定金額（円）	事業内容	事業目的
	施設 C	5 室 20 人	約 100 万円	・浴室改修 ・トイレ洋式化 ・階段手すり設置	受け入れが困難であった顧客の確保し、利用者の増加を図る。
	施設 D	7 室 20 人	約 40 万円	・トイレの洋式化 ・階段、浴室への手すり設置	トイレの洋式化等、多様化する利用者に対する施設環境の改善。
お問合せ先	志摩市役所 産業振興部 観光商工課 TEL 0599-44-0005				

該当資料: 資料 9

平成31年度 志摩市学生スポーツ等合宿誘致補助金

○志摩市では、市内への学生のスポーツ等合宿の誘致を目的に、ある一定の条件を満たしたスポーツ等合宿を行う団体に対し、実施にかかる経費の一部を補助いたします。

補 助 対 象 事 業	以下の補助対象事業となる条件をすべて満たすスポーツ等合宿を行う団体 a 市内宿泊施設に宿泊すること b 延べ宿泊者数が20人以上であること ただし、以下のスポーツ等合宿は対象外とする (1) 政治団体又は宗教団体が主催し、又は共催するもの (2) 国又は地方公共団体が主催し、又は共催するもの (3) 営利を目的とする入場券等を販売するもの (4) 他補助金の交付を受けているもの、または受ける予定があるもの (5) その他市長が適切でないと認めるもの
募 集 締 め 切 り	平成32年2月28日(金) ただし予算に達した時点で募集終了 実績報告書を平成32年3月31日(火)までに提出できるものに限る
補 助 金 額	延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額【上限：20万円】
補 助 回 数	1団体ごと1年度につき1回
用 語 の 解 釈	■学生... 市外に設置された学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く)、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学する学生をいう ■スポーツ等合宿... 学生で構成する5人以上の団体(学生を引率する教員及び指導者を含む)がスポーツ及び文科系の技術の向上を目的として行う合宿並びに学術の向上を目的として行う合宿をいう。ただし、修学旅行を除く ■市内宿泊施設... 市内にある旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類する施設を除く)

平成31年度 志摩市外国人観光客おもてなし推進事業補助金

○志摩市では、訪日外国人観光客に対するおもてなし力の向上を目的に、多言語化やWi-Fi環境の整備等の受入環境の整備等にかかる経費の一部を負担する補助を行っています。

補 助 対 象 者	以下の a ~ c をすべて満たすこと a 市内において外国人観光客の受入れを行っている、または受入れを行おうとしていること b 飲食施設、宿泊施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 4 号の営業に供する施設は除く。）、土産品販売店又は観光施設において営業等を行っている者及び交通事業者であること c 市税を滞納していないこと 他団体（三重県等）の補助金を既に受けている、または受けようとしている場合は、当該事業に対する補助金は申請対象外
対象事業及び 対 象 経 費 () 内は上 限 額	多言語化整備事業（20万円） メニュー・HP・パンフレット等の多言語化整備にかかる印刷製本費、翻訳費、委託料、工事請負費、消耗品費 Wi-Fi利用環境整備事業（20万円） Wi-Fi利用環境の整備にかかる工事請負費、備品購入費 消費税免税店開設準備事業（10万円） 消費税免税店としての体制整備にかかる備品購入費、消耗品費、手数料 研修会等開催事業（10万円） 講習会・研修会等の実施にかかる報償費、会場借上料 海外セールス事業（5万円） 三重県・志摩市等が主催するセールス活動にかかる旅費（国外を最低1区間含む航空運賃及び国外での宿泊代に限る） ～ の事業は、店内における施設並びに商品及び役務等に関して多言語に対応した利用の案内を既に整備している場合 においてこれらの事業を実施する場合又は店内案内の整備とこれらの事業とを同時に整備する場合に限る 1の年度において、1の事業所につき上限20万円まで申請が可能 複数の事業所をお持ちの場合、それぞれの事業所が申請可能（合わせて上限50万円）
募 集 締 め 切 り	平成32年2月28日（金） ただし予算に達した時点で募集終了 実績報告書を平成32年3月31日（火）までに提出できるものに限る
補 助 率	補助対象事業経費の2分の1

平成31年度 宿泊施設バリアフリー化関連事業について

- 志摩市では、障がい者及び高齢者が本市の宿泊施設を利用する際の利便性を図り、宿泊者の増加に寄与することを目的として、宿泊施設のバリアフリー改修工事にかかる経費の一部を補助いたします。
- 当該補助金の交付を受けるためには、市の実施する講習会の受講が必須要件となります。（講習会の日程等については決定次第、別途連絡）

項 目		内 容
名 称		志摩市宿泊施設等バリアフリー化改修事業補助金
対 象 事 業 者		旅館業法に規定する許可を受けた者
主 な 要 件		○ 市が主催する志摩市バリアフリー観光向上事業の講習会に参加すること。（講習会の日程等については決定次第、別途連絡） ○ NPO法人伊勢志摩バリアフリースターセンターのアドバイスを受け、設計等の改修計画を策定すること。 ○ パーソナルバリアフリー基準を採用していること。 ○ 市内に主たる事業所を有する個人又は法人が施工する工事であること。 他
主 対 象 事 業	な 業	○ 手すりの設置 ○ スロープによる段差解消 ○ トイレの洋式化 ○ 各種車椅子対応 ○ バリアフリー対応客室及び浴室の整備 - 他
募 集 期 間		平成31年3月10日（工事完了〆切）
補 助 率	額	補助対象事業経費の2分の1（上限100万円）